

令和 6 年 12 月 18 日

第 12 回定例会 議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 13 号

令和6年 第12回 定例会

日時：令和6年12月18日（水）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」

教 育 長

丹 羽 恵玲奈

教育長職務代理者

清 水 俊 明

委 員

坪 井 節 子

委 員

小 川 賀 代

委 員

福 田 雅

「説明のために出席した教育局職員」

教 育 推 進 部 長

吉 田 雄 大

教 育 総 務 課 長

熱 田 直 道

学 務 課 長

中 川 景 司

教育推進部副参事

宮 原 直 務

教 育 指 導 課 長

山 岸 健

児 童 青 少 年 課 長

鈴 木 大 助

教育センター所長

木 口 正 和

「書 記」

庶 務 係 長

大 川 育 子

庶 務 係 主 事

星 考 貴

令和 6 年

第 1 2 回教育委員会定例会

令和 6 年 1 2 月 1 8 日（水）午後 2 時
場 所 第二委員会室
議事録署名人 福田雅委員

第 1 議事録の承認

議事録第 1 1 号（令和 6 年第 1 0 回定例会）

議事録第 1 2 号（令和 6 年第 1 1 回定例会）

第 2 議案の審議

第 6 3 号議案 「こども夢の商店街」の後援名義の使用について

第 6 4 号議案 「マインクラフトプログラミング体験会」の後援名義の使用について

第 6 5 号議案 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

第 6 6 号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第 3 報告事項

(1) 令和 6 年 1 1 月定例議会の審議概要について (資料第 1 号)

(2) 学校選択制度に係る希望校調査票の集計結果について (資料第 2 号)

(3) 令和 5 年度における児童生徒の問題行動・不登校等の実態について (資料第 3 号)

(4) 中学校特別支援教室の拠点校の増設について (資料第 4 号)

(5) いじめの重大事態に係る対応について (資料第 5 号)

※報告事項(5)については、非公開となることが見込まれています。

第 4 その他の事項

「開 会」

(14 : 00)

○丹羽教育長 お時間となりましたので、第 12 回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

今回は、一部 Web 会議形式をとっております。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、小川委員及び坪井委員がオンラインでのご出席です。そのほかの委員は対面でご出席いただいております。また、小川委員は所用のため途中で退出される予定です。理事者は、藤咲教育施策推進担当課長、猪岡真砂中央図書館長及び宇津木教育推進部副参事が欠席しております。

本日の議題に入ります前に、事務局からご報告がございます。

○教育推進部長 本日ご出席の清水俊明氏は、任期が令和 6 年 12 月 19 日まででございますが、本年 12 月 12 日に開催されました区議会本会議におきまして、教育委員任命の同意を得て、教育委員に再任されたことをご報告申し上げます。

任期は、令和 6 年 12 月 20 日から令和 10 年 12 月 19 日まででございます。

○丹羽教育長 清水委員、一言ご挨拶いただけますでしょうか。

○清水委員 このたび多くの皆様のご支援をいただきまして、教育委員の再任を認めていただきました。これまでの経験を活かして、少しでも文京区のエ育行政に貢献できればと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○丹羽教育長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、教育長職務代理についてご報告申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条に、教育長職務代理は教育長が教育委員の中からあらかじめ指名することと規定されております。この規定により、再任後も引き続き清水委員を教育長職務代理として指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議席の指定でございます。

文京区教育委員会会議規則第 6 条に、「委員の議席は、教育長がこれを定め氏名標を付する」と規定されております。この規定により、清水委員の再任後も、現在名札の置いている席を委員の議席と定めさせていただきます。こちらをあわせてよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名人でございますが、福田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はい)

第 1 議事録の承認

議事録第 11 号（令和 6 年第 10 回定例会）

議事録第 12 号（令和 6 年第 11 回定例会）

○丹羽教育長 それでは、議事日程に入ります。

第 1、「議事録の承認」です。議事録第 11 号及び第 12 号がお手元にあるかと思います。事前にご確認いただいておりますが、なお、訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしくお願いします。

第 2 議案の審議

第 63 号議案 「こども夢の商店街」の後援名義の使用について

○丹羽教育長 議案の審議に移りますが、議案の審議の前に、本日の会議運営について、お諮りいたします。

案件のうち、第 65 号議案及び第 66 号議案が関連性の高い内容になっております。これらにつきましては、議案の提案説明と質疑は一括で行い、採決は個別に行うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

○丹羽教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日の審議は 4 件でございます。

第 63 号議案「「こども夢の商店街」の後援名義の使用について」。この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 63 号議案、「こども夢の商店街」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、こども夢の商店街実行委員会。

代表者は、佐藤哲郎でございます。

事業名は、「こども夢の商店街」。

実施は、令和 7 年 1 月 12 日（日）及び 1 月 13 日（月）の 2 日間を予定しております。

実施場所は、ハウジングステージ新宿でございます。

本事業は、お店での商売や各種お仕事の対価として「おむすび通貨」を手に入れる過程で、働く意欲を育み、働くおもしろさと苦労を学ぶこと。また、稼いだ「おむすび通貨」を地域のお店で使

用することなどを通じ、地域への愛着を深め、働くことのとうとさを学ぶことを目的としております。

対象は、小学生から高校生でございます。

参加費は、300 円。自分のお店を出店する場合は 700 円でございます。

このほか、資料として、事業計画書、事業予算書、会則などがございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○福田委員 何となくはわかるんですが、具体的に、これは1つの場所で、どんなイメージで。この資料を拝見すると地域に根差して何かやっていくということなんですが、これは1日、ワンデーでイベント的にやるという理解でいいんですか。ちょっとイメージが湧かなかったもので。

○教育総務課長 この事業は、新宿区にある住宅展示場を使って行うイベントで、イメージ的には、キッザニアという施設がありますが、それに近い形で、子どもたちが商売、お仕事の疑似体験みたいなものを行って、そのイベントの中で使える仮想の通貨「おむすび通貨」を使っているんな商売をしたり、銀行とか放送局、警察といった仕事を行う、そういったイベントになります。

1月12日と13日の2日間で、それぞれ1日6時間ずつ時間帯が設けられまして、その中で行うというイベントになっております。

○福田委員 その「おむすび通貨」は、地域の提携店で買い物したり、地元産のお米に交換することもできるということは、文京区の地域の商店街とも連携されるんですか。

○教育総務課長 この提携店というのは、全国には800店ほどありまして、そこでこの「おむすび通貨」でポイント的な形で使えるというものです。この提携店は文京区内には残念ながら現時点ではないという状況です。

今回、地元のお米というのは、新宿ではないんですけども、埼玉県産のお米を会場で用意して、「おむすび通貨」とお米を交換できるという内容も今回含まれております。

○福田委員 そうなると、文京区教育委員会として後援する理由って、何になるんですかねと、ふと思いました。

○教育総務課長 今回、新宿区で行われますけれども、この後援名義につきましては、区内または隣接区の場合に、基本的には後援の対象とするという取り扱いでこれまでやっておりまして、今回、隣接区の新宿区ですので、文京区の子どもも比較的行きやすいということで、今回後援するという

ものになります。

○清水委員 なぜ豊島区と文京区が入っているのかなと思ったんですが、今のご説明でよくわかりました。

あと、予算のほうですが、収入のほうで、お店屋さん出店料は、700 円×44 人で、ビザ登録料は、300 円×160 人ということだと思いますけれども、支出のほうの子どもへ支給する「おむすび通貨」の 8 万 2400 円、これはどのように計算されているかというのを教えてください。

○教育総務課長 これはいわゆる「おむすび通貨」を発行している物々交換局という本部がありまして、「こども夢の商店街」実行委員会がその本部から「おむすび通貨」を仕入れるというイメージで、本部にお金を入れて「おむすび通貨」を買う。その買った「おむすび通貨」をこのイベントの中で使うという形になっています。

○清水委員 わかりました。そうすると、こちらに書いてあるような 450 円分の「おむすび通貨」つきとか、200 円分の「おむすび通貨」つき、この辺がまず入ってくる。あと、50 円の「おむすび通貨」受取などもあり、これらを合わせてこの値段ということではよろしいんですか。

○教育総務課長 ご指摘のとおり、そのようなご理解で大丈夫です。

○清水委員 わかりました。

○坪井委員 もしかしたら、字が小さくて見落としているかもしれないんですが、後援をした教育委員会が、県教委は入っているんですが、東京都教育委員会は入っていない、そういう理由って、あるんでしょうかね。

○教育総務課長 申しわけありません。そこのところは確認はしていないんですが、東京都で開催された際には、幾つかの市の教育委員会が後援しているということで、都のほうがどうかというのはちょっと確認してないところでございます。

○坪井委員 ということは、文科省、環境省が承認していて、都教委が入らずに文京区教育委員会、そういう構成もあり得るわけですね。別にそれがいけないとは私は思わないんですけど。市なら市教委というのはわかるような気もするんですけど、区教委の場合、都教委が入ってないというのはちょっと。

○教育総務課長 今回、東京都がどうかというところは確認してないんですけども、制度上は、特段東京都の教育委員会が後援していなくても区の教育委員会で後援することは問題ないところでございます。

○坪井委員 この主催者の方たち、理事も、名古屋、愛知県中心の方たちがすごく多い。これは愛

知県で始まった運動が全国に広がっているということなんですかね。

○教育総務課長 始まりがどこかというのはわからないんですけども、もともとこの団体が愛知県を拠点にしている団体ですので、そこが中心でという形でこのような実行委員会の名簿になっているものと考えております。

○坪井委員 わかりました。ありがとうございます。

○丹羽教育長 ほかに、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 64 号議案 「マインクラフトプログラミング体験会」の後援名義の使用について

○丹羽教育長 次に、第 64 号議案「マインクラフトプログラミング体験会」の後援名義の使用についてでございます。この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 64 号議案「マインクラフトプログラミング体験会」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、特定非営利活動法人こどもプログラミング普及委員会。

代表者は、花矢卓司でございます。

事業名は、マインクラフトプログラミング体験会。

実施は、令和 7 年 1 月 11 日から 3 月 30 日までの期間中の土日 22 日間を予定しております。

実施場所は、文京区本郷 2-28-1 でございます。

本事業は、マインクラフトを通じて、子どもたちへプログラミングのおもしろさを体験してもらう機会を提供するとともに、保護者にプログラミング教育の重要性を知ってもらうことを目的としております。

対象は、文京区内の小学生でございます。

参加費は、無料となっております。

このほか、資料といたしまして、事業計画書、事業予算書、定款等がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 この説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○小川委員 ご説明どうもありがとうございました。期間中の土日 22 日間、同じ場所で開催されるということなんですけれども、こちらは公共の場なんですか。住所が普通の住所で、建物の名前とかそういうのもなかったもので、教えていただきたいというのが 1 点。

それと、この 22 日間なんですけれども、同じプログラムをこの回数全部実施するようなイメージなのですか。

あと、各回 50 分で、1 日に 6 回ぐらいやっているということなんですけれども、全て同じプログラムをひたすら繰り返して実施するようなイメージを持てばいいのかというのを教えていただければと思います。

○教育総務課長 開催場所につきましては、いわゆる貸し会議室になります。この資料に施設名が書いてないんですけれども、確認いたしましたところ、民間の貸し会議室で行うということでございます。

内容につきましては、この 22 日間全て同じ内容で毎回実施するというところでございます。

○小川委員 ありがとうございます。

○福田委員 2 つあります。この手というところですが、プログラミングのニーズがすごく強いのはよくわかるんですけれども、最近幾つかの後援名義の申請があったかと思います。何がよくて何が悪いのかまで判断できないんですけれども、何かしらの基準はあったほうがいいんじゃないか。これだけ単体で見たら、どれも悪いものじゃないんだろうなと思いますけれども、私自身が判断するに当たって、よしあしというか、これは認めてもいいだろう、どうなんだろうという基準を持ち合わせてないなと恥ずかしながら思って、何かほかの企画と比較してどうなんだろうなと思ってしまったので、何かしらの基準があるといいなというのが 1 つ。

もう一つは、無料なんですけれども、お金をとらないからいいのか、お金が高い安いでいいのかというのではなく、実際にはこの会に参加した子たちの個人情報もとることになるのかどうか。というのは、この団体自体は N P O ですが、代表の方は事業をやっている方で、もし個人情報を取得するのであれば、それも大きな経済価値を持ったりすることにもなるので、この企画自体が営利事業じゃなくても、その先にあるものは、実はこの業界においては結構センシティブなのではないか、そのあたりも確認されているのかと思った。無料なんですけれども、参加に当たって

のそういう情報の取得はどこまで。ただ来て「はい、ワッ」という感じじゃないような気がしたので、どこまで聞いていらっしゃるのかを伺ってみたかった。

○教育総務課長 まず、後援名義の承認の基準ですが、後援名義等使用承認要綱というものがございまして、そちらで事業内容としては、「教育及び学術の向上普及に寄与するものであること、公益性があり、広く児童生徒に還元できるものであること、政治的又は宗教的な活動でないこと、営利を目的としたものでないこと、その他委員会の教育方針等に反しないものであること」という要件が定められております。基本的には、この要件、今申し上げたものに全て合致していることが前提で委員会にお諮りさせていただいております。

その中でさらに、事業内容について、より細かい基準が必要なのではないかというご意見でありますけれども、そこにつきましては、事務局のほうで考えさせていただきたいと思いますが、現時点でもある程度の基準は設けた上で運用しているところでございます。

それから、事前申し込みですので、具体的にどのような個人情報を集めるかというところについては、お名前と電話番号、メールアドレスといったものを収集するということでありますけれども、あくまでこの事業のみに使うということで、そこについては改めて事業者のほうに徹底してまいりたいと考えております。

○教育推進部長 後援名義等につきましては、ずっと代々教育委員会でやっているものですが、その基準といいますか、それは今、教育総務課長が言ったような要綱ということで書面であらわしているものです。

そのほかのところについては、教育委員会は合議制ですので、昔から教育委員会の中の合議の場で後援するかしないかということですからずっとやってきていますので、あらかじめ事務局のほうで、今、要綱であらわしたものの以上に基準という点で持ってしまうと、教育委員会にかける前にはねられてしまうことがあるので、その辺の基準は合議制というこの会議の特質を考えれば、教育委員会の中でしっかりと議論していただくものであると認識はしております。

○福田委員 今おっしゃっていることはすごくわかるんですが、もし本当にそういうことであるんだったら、なかなか判断材料としては難しい、足りないなと思いますし、これだけでこの事業のよしあし、文書であらわし切れないもののソフト面のよしあしまで判断できる材料はなかなかないなと思ってしまいます。例えばどこまで調査するのかなというのがあるし、本当に合議で判断してくれとなると、自分も一旦はこれを見てみないと、なかなか判断しかねるなと思うんですけどもね。特に最近この領域のものが多いので。

確かに、ここでとる情報はここの企画以外では使いませんとは言いますが、それ以外にダイレクトメールなどを送ってもいいですかというチェック欄があって、本人の同意を得たらそれでオーケーになってしまう。幾らだって抜け道はあって、パッと見たときに、この方のお名前に見覚えがあったので、今調べたらデジタルマーケティングの上場されている会社の代表を務められている方でした。この会だけ単体で見たら営利性はないと思うんですけども、その先につながるところまではどうなのかなと思った。文京区教育委員会が後援という形で信頼を付与することによって、多くの子どもたちがここにアクセスして、情報取得の片棒を担ぐという言葉はよくないですけども、そういうリスクもゼロではないなと思ったので、ちょっとご意見はさせていただきました。

○丹羽教育長 ほかに、いかがでしょうか。

そうしますと、福田委員は、こちらの後援名義を使用することについては反対ということになりますか。

○福田委員 この代表の方とも会ったことがないので、本当の意図なりモチベーションは図りかねるといったところですかね。

○丹羽教育長 先ほど部長と課長から説明させていただいたとおり、後援名義というのは要綱で定めた条件を全てクリアしていれば、後援名義を出すことは可能なんですよね。それを教育委員会のほうにお諮りして、議案ですので、きちんと決をとって可決されれば後援名義を出すことができるということだと思いますが、ほかの委員の方には何かご意見ありますか。

○坪井委員 今、福田委員がおっしゃったようなことを私も調べてみました。この会社はダイレクトメールを出したりする会社であるようです。なので、個人情報はこの目的以外に使わないというような誓約書は要るのだろうなと思ったり、確認書を書いた場合に、この目的以外に使いませんと誓約をする、そういう方法をとってもらわなきゃいけないことと、今までプログラミング体験会を2023年の6月からかなりの頻度であちこちで行われていて、教育委員会から、そのような既に行われているところの教育委員会にお尋ねいただいて、その後、利用者、参加者に対しての教育器材の販売とか、このプログラムのダイレクトメールが届いたとか、そういうことはなかったのかということをお願いいただくとか、ある程度できる範囲の調査は可能なかなと思いました。

そもそも私はマイクラフトを子どもたちが漫画でやっているのしか見たことがないので、こういういいものがあるから、この効果のほどなどを専門的なところからレクチャーしていただくとうれしいし、しかも、マイクラフト・オフィシャルの公式のものではありませんとわざわざ書いてあって、公式のものではないけれど、そういうものができるタイプのソフトなんだろうなとしか

私にはわからないので、それを教えていただければと思います。

○小川委員 まず、プログラミングの効果というか、50分で終わってしまう会なので、プログラミングを勉強したという感じにはならないかと思います。チラシの端々にその子に合ったもので、何年生でも大丈夫ですとか、例えば、台東区のチラシには最初のところに書かれていたりしていますけれども、そもそもプログラミングを 50 分ぐらいだと、ちょっと触ってみたみたいな感じなんじゃないかなという域、無料体験ですし、ここで何かプログラミングを少し理解できたとかわかるようになるというよりは、ちょっと距離が近くなるみたいな感じのイベントなんだろうなと思いました。

マイクラフトのソフトウェアの公式のものではありませんとか書かれているところに関しては、詳しくここでコメントするのは難しいですかね。ここは調べていただかないとよくわからないかなと思います。

○教育総務課長 マイクラフトの公式のものではないというのは、例えば 19 ページ、20 ページにチラシがございます。19 ページの右下のほうに「お申込みはこちらのQRコードから」があって、その下のところに小さく「当イベントは、Minecraft 公式のものではありません」という記載があります。坪井先生は恐らくこのことをおっしゃっているのかなと考えております。ソフトが公式ではないというのではなく、イベントが Minecraft 社の公式のものではない、そういうものだと考えております。

○清水委員 私もこれまで何回か聞いているんですけども、福田委員と同じような考えです。このときは何もなかったとしても、まだ 50 分では足りないから次につなげるといった誘導はないのかどうか、その辺のところも疑うと切りがないわけです。そこで、以前はなかったんですが、こういったことが問題になって何年か前から確認書をつくっていると思うんです。営利を目的とした行為ではないということを約束してもらっているんですけども、これが果たしてどのぐらい厳重に見極められているかというところも問題だと思います。先ほど個人情報のこともありましたし、そういったところをもう少しきちんとやっていただいて、本当にこの確認書が信じるに足るものとして、ここに出てくると我々も合意しやすいのかなと思いました。

今回の件につきましては、私個人としては今までもこういう形で承認していたので、ここでこれを承認しないというわけにはいかないのかなと考えます。

○丹羽教育長 ほかに、いかがでしょうか。

ここに確認書というのが出ておりまして、この中に、今、清水委員からお話があったとおり、「営利を目的とした行為（物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為）」は行

いませんということで、代表者の印が押してある。「仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき後援名義使用の承認を取り消されることを了解しています。」という確認書が出ている。ということで我々としては担保していると考えております。坪井委員と清水委員のお話は、そのところをきちんとやるべきだということなのかなと受け取りました。

○坪井委員 それと、個人情報の目的外使用をしないということも確認書につけ加えていただければいいのかもしれませんが。皆さんに、個人情報の目的外使用をいたしませんと。

○丹羽教育長 個人情報の目的外使用をしないようにというのはあるんですけど。

○教育総務課長 規定上はないんですけども、そのような形でお願いはしているところです。今のご意見を踏まえまして、ここで条件つきみたいな形でご承認されるということであれば、個人情報の件あるいは今後の営利活動につなげないというところはしっかりと確約をとるようにしてまいりたいと考えております。

○丹羽教育長 そうしましたら、お諮りしたいと思います。ただいま熱田課長のほうから話のあった条件つきで今回提案理由のとおりお認めしてよろしいかどうかということで、皆様よろしいでしょうか。

○清水委員 挙手でいいですか。

○丹羽教育長 挙手でお願いしたいんですが、よろしいですか。

では、お認めしてよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○丹羽教育長 はい。全員挙手しましたので、そのように決定させていただきます。条件のほうはきちっとクリアするということで、またご報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

第 6 5 号議案 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

第 6 6 号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

○丹羽教育長 では、続きまして、第 65 号議案「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」について、第 66 号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてでございます。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました議案第 65 号、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について、及び議案第 66 号、幼稚園教育職員の勤勉手当

に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

両案は、令和6年10月の特別区人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い、規定の整備を行うものでございます。

まず、議案第65号につきまして、新旧対照表をご覧ください。こちらは、給与改定に伴い、給料表の改定が行われたため、昇格時対応号給表の改定を行うものでございます。

次に、議案第66号につきまして、8ページ以降の新旧対照表をご覧ください。こちらは、給与改定に伴い、令和6年12月の勤勉手当を0.1カ月、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員については、0.05月引き上げるものでございます。

施行日は、議案第65号、議案第66号ともに公布の日ですが、議案第65号については令和6年4月1日から、議案第66号については令和6年12月支給分から適用するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。大丈夫でしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。まず、第65号議案につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 続いて、第66号議案について、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第3 報告事項

(1) 令和6年11月定例議会の審議概要について

○丹羽教育長 次に、報告事項に入ります。

報告の前にお諮りしたい件がございます。

報告事項(5)は、「いじめの重大事態に係る対応について」となっております。文京区教育委員会会議規則第12条ただし書には、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。」と規定されており、本報告事項は、個人情報に伴うため、非公開としたいと思いますが、各委員の皆さん、非公開でご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、ご異議ございませんので、(5)につきましては、非公開とすることに決定いたします。

それでは、報告事項に入ります。本日は5件ございます。

(1)「令和6年 11 月定例議会の審議概要について」です。この件について説明をお願いします。

○教育総務課長 資料第1号をご覧ください。こちらは、先日行われました11月議会の文教委員会の案件になります。

この委員会での案件といたしましては、議案が12件、報告事項が7件ございました。今お配りしている資料第1号には、議案審査資料ということで3つほど条例が出ておりますけれども、それ以外に議案審査資料のない議案というのが9本ありまして、合計で12本という形になっております。

今回議案数が非常に多かったんですけれども、こちらは令和7年4月に文京区に児童相談所が設置される関係で、児童相談所の設置条例のほか、児童相談所に伴いましてさまざまな事務が東京都から移管されてきますので、その移管される事務に関する条例など、児童相談所関連の議案が全部で8本あった。いずれも子ども家庭部の所管になります。

一方で、教育局が所管する議案につきましては、議案第38号の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、それから報告事項の一番下の7、文京区立図書館の指定管理者候補者の選定結果について、こちらが議案2本と関係する案件になっております。

教育委員会関係の議案としては3件という形になっております。

一方、報告事項は、子ども家庭部が1件、教育局からは6件となっております。この教育局の報告事項につきましては、いずれも前回までの教育委員会におきまして、報告済みの案件となっております。

次のページをご覧ください。こちらは定例資料の表紙になります。こちら、資料の中身につきましては、11月の教育委員会でお配りしたものと同一内容となっております。

次のページからは、本会議の一般質問における教育長答弁の要旨になります。今回は質問が全部で70件ございました。後ほど詳細はご覧いただければと思いますけれども、この中で主なものとして、教員不足あるいは教員の働き方改革についての質問、また不登校対策についての質問、児童の放課後の居場所の充実についての質問といったところがございました。

資料第1号につきまして、説明は以上となります。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

○清水委員 先ほどの児童相談所のことも質問に出ていたということですが、ここにはそれは出ていないのでしょうか。

○教育総務課長 児童相談所は区長部局の所管になりまして、今回お出ししているのが教育長答弁、いわゆる教育委員会の所管に関するものになりますので、この中には入っていないという形になります。

○清水委員 よろしければ、どういうご質問だったかということを教えていただければと思います。以前、総合教育会議でも話題になったと思います。

○教育総務課長 後ほど確認して、ご提供させていただきます。

○丹羽教育長 資料を差し上げることができますよね。

○清水委員 よろしくをお願いします。

○丹羽教育長 ほかに、いかがでしょうか。

小川委員、いかがですか。

坪井委員はいかがですか。

よろしいですか。

ありがとうございました。

（２）学校選択制度に係る希望校調査票の集計結果について

○丹羽教育長 続きまして、報告事項の（２）「学校選択制度に係る希望校調査票の集計結果について」。説明をお願いします。

○学務課長 資料第２号に基づきまして、学校選択制度に係る希望校調査票の集計結果について、報告いたします。

来年度中学１年生となる児童を対象に１０月に希望校調査を実施いたしました。こちらに記載の表については、各校の希望人数とその合計を掲載しております。このうち第六中学校、第九中学校、茗台中学校、音羽中学校につきましては、１２月４日に抽選を行い、補欠登録を行っております。

今後の予定になりますが、年明けに各家庭に進路意向確認票の提出を依頼し、今後の私立等の受験結果等も踏まえ、区立中学校への進学者を確認していくことになります。

報告は以上になります。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○福田委員 これは中学受験する子が抜ける前ですね。

○丹羽教育長　そうです。

○福田委員　どれくらい抜けるんですか。

○学務課長　昨年度までの例で言うと、半分ちょっとは抜けていくことになるかなと想定しております。

○丹羽教育長　ほかに、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

（３）令和５年度における児童生徒の問題行動・不登校等の実態について

○丹羽教育長　続きまして、報告事項（３）「令和５年度における児童生徒の問題行動・不登校等の実態について」です。説明をお願いいたします。

○教育指導課長　資料第３号によりまして、令和５年度における児童生徒の問題行動・不登校等の実態について、ご報告させていただきます。

初めに、１ページをご覧ください。暴力行為については、上段が件数、括弧内が発生した学校の割合になります。一番下に書いてあるように、小学校では、対教師暴力として、指導に反抗して物を投げる、ひっかく、殴るなど行ったケースがありました。児童間の暴力として、悪口や口げんかを起因として暴力に発展したケースがありました。

中学校では、対教師暴力はありませんでした。生徒間暴力として、ふざけ合いから腹を立てて気持ちがおさまらずに暴力行為につながるケースがありました。器物破損として、タブレット端末を故意に破損させる、教科書やファイル等に落書きをする、データの消去などがありました。

次に、２ページ、いじめについてです。小学校では、令和５年度では全校で 149 件が認知されました。中学校では、８校で 69 件が認知されました。

中段に説明がございます。

小学校は、81 件が解消しております。

中学校では、52 件が解消しております。

解消していない事案については、解消に向けて継続して取り組み中でございます。

小学校・中学校ともに、いじめの認知件数は、昨年度よりも増加しております。理由としては、引き続き、学校の積極的な認知に対する理解が広まっていることと、アンケートや教育相談の充実などによる見取りが精密化したというところで細かく行っていると考えられます。また、解消の状

況についても、安易にいじめを解消したりせず、丁寧な対応を行っていると考えます。

中学校の取り組みにあります hyperQ U は、子どもたちの学級の生活への満足度と意欲を図る心理テスト検査で、小学校では、3年生から6年生、中学校では、全学年で実施しております。この調査結果を分析することで、いじめのみならず不登校の未然防止にも有効な調査として教育センター主管で実施しております。

いじめの問題については、小・中学校とも、早期の発見、早期対応を大切にし、毎月行われる生活指導の主任研修会等で報告される情報も、指導課としても注視しながら適時、学校や教育センター、子ども家庭支援センターと連携してまいります。

続きまして、3ページをご覧ください。長期欠席についてです。令和5年度の間に連続または継続して30日以上欠席した児童生徒数の集計となっております。上段が令和5年度の人数、下段が令和4年度の人数を示しております。

令和5年度長期欠席数は、小学校427名、中学校は276名でございます。理由別に見ると、病気につきまして、小学校が126名、中学校のほうでは35名でございます。経済的理由につきましては、小・中学校ともにゼロに。昨年度も小・中学校ともにゼロでございました。不登校につきましては、小学校で184名、昨年に比べて11名増となっております。中学校については202名、昨年よりも19名増でございます。小・中学校ともに若干増加しております。その他につきまして、小学校では117名、中学校については39名となっております。小学校でのその他の多い理由としては、インターナショナルスクールに通う児童が多いということがございます。

最後に不登校についてです。4ページをご覧ください。

小学校は令和4年度に比べますと9名増加しております。令和5年度不登校184名のうち84名は前年度からの継続であることや、86名が90日以上欠席であることから長期化の傾向が見られます。中学校は令和4年度と比べますと19名増加しております。令和5年度の不登校202名のうち122名は前年度からの継続であることや、143名が90日以上欠席であることから、小学校と同様に長期化の傾向が見られます。

今まで調査にありました不登校の主な要因は、本調査から、不登校の児童生徒について把握した事実という名称に変更になりました。

小学校では、「学校生活に対してやる気の出ない等の相談があった」が最も多く、次に、「親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった」、それから、「生活リズムの不調に関する相談があった」、また、「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題や情報や相談があった」が多い状況でござい

ます。

中学校では、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が最も多く、続いて、「生活リズムの不調に関する相談があった」、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた」、「親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった」が多い順でございました。

全国的には小・中学校ともに、「学校の生活に対してやる気が出ない等の相談があった」、「生活リズムの不調に関する相談があった」、「不安、躁鬱の相談があった」というような相談が多くを占めてございます。

不登校の対応ですが、こちらについては、各校において組織的な対応を図っています。人的配置の観点からはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校内の居場所（別室）に指導員を配置し、連携を図りながら不登校児童生徒への対応を行っています。

あわせて、教育センターの適応教室「ふれあい教室」への通室、オンラインシステム、「room-K」、不登校対応チームによる学校の助言、支援など、学校、家庭、関係機関と連携して丁寧に対応を行っているところでございます。

また、保護者の視点の観点からは、不登校児童生徒を持つ保護者に向け、進路説明会の開催や不登校支援のリーフレットを配布するなど、不登校児童生徒だけではなく、保護者への支援も取り組んでおります。

今後も、児童生徒が安心して楽しく通いたくなると思うような魅力ある学校づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 私きちんと準備をしていなくて申しわけないんですけども、いじめの「未然防止の取組例」というのを書いていただいています。これは大方の学校で行われていることだと思います。人権教育とかいじめられ予防事業といったものも行われているというのはご承知のとおりです。

ごくごく最近、私がいじめ予防事業をやっている仲間の弁護士から聞いた話です。その取り組みの1つは、今までは、どちらかというと、被害者の子どもたちがどれほど傷つくか、それが人権侵害であるのか、だからしてはいけないという形の予防事業が基本的にあったけれども、その人が取り組んでいるのは、加害者側になる、「あなたはどんなときに友達をからかいたくなるか」とか、「友達を仲間外れにしたいくなりますか」とか、そうしたことを子どもたちの自分の内側にあるいじめの加害者になる要素、これはどの子どもにもあるはずなんです、そこに目を向けてもらう。いじめ

の加害者になることによって、そのときはスカッとする、ストレスがあるからとか、嫌なことがあったから、人をいじめるとスカッとする、そういう回答が来ることが多い。いじめをしたときにどうなるかということです。ただ、人間の成長の中で行くと、一時的なスカッとするというのがあるんだけど、そのうち、人を傷つけた、その上に人をゆがめてしまったというのを見ていくことによって、いじめている加害者のほうに何がしかの重荷がかかってくる。これが繰り返されていくことによって成長していったときの人格に偏りが出てくる、あるいは自分自身が自責感で非常に病んでいくとか、そういったことが起きるんだよ、いじめを一瞬のスカッとするためにやっていることが実は自分自身を不幸せにしていくんだ、そういう視点からの予防事業をしてみている。

子どもたちからしてみても初めてだと。被害者のことは言われてきたけれど、加害者となる自分のことを見詰め直す、そういうことを言われたのが初めてですという感想が子どもたちから返ってきた。そういうお話を聞きました。

いじめの未然防止のための、どこに論拠があってという詳しいノウハウを私もわかっているわけじゃないんですけども、そういう視点のいじめ予防事業が始まっているということを情報としてお伝えしておきたいと思いました。お考えいただき、検討していただければと思います。

○丹羽教育長 坪井委員、貴重な情報をありがとうございます。

○教育指導課長 坪井委員ありがとうございました。被害者だけではなくて加害児童生徒が、例えば本区の場合には受験や進路に対する不安を抱えていて、そういったストレスでこういったことを行うというケースもございますので、学校としては被害児童だけではなくて、加害の児童生徒にもきちんと担任や副担、学年が話を聞いてあげたり、その原因の追及をしたり、カウンセラーに気持ちを打ち明けるといったことの繰り返しは従前も行っているんですが、委員おっしゃっているようにその原因が本当に何だったのかという背景にあるものを学校や関係機関を通じて加害生徒の内側の面まで、これからもきちんと捉えていけるような取り組みをつくってまいりたいと考えてございます。

○坪井委員 もちろんそうなんです。ただ、そこで出てきている対処法は、ストレスがたまっている、つらいことがある、嫌なことがある、いじめたいと思ったときに、ハッと何か違うことを自分に訓練しておくということなんですって。いじめたいというんじゃない違うストレス解消方法を子どもたちが身につけていくという意味なんです。いじめによるストレス解消じゃなくて、歌を歌う、大声で笑うとか、何らかのストレス解消の方法をそれぞれが編み出して、いじめるという形ではないストレス解消の方法を身につけていくということを目的とするらしいんです。いろいろな原因な

んていうのは幾らでもあるし、子どもたちからそれを取り除こうとしたって、受験の戦争の中にいる子どもたちにそれを学校で取り除くというのはどのように頑張ったって無理だし、というのはあると思います。子どもたちがいじめの加害者になる自分の身を守るための方策、そうしたものの、アンガーマネジメントみたいなものなんですって。怒りたくなったら 60 秒数えるとか、いろいろあるじゃないですか。あれと同じように、いじめたくなったら自分をどうやって別の方法で解放するか、そういうノウハウを学ばせる、そういうことだそうです。なので、原因追及だけではなくて、対処法を教えるみたいなところまで行くと言っていました。不十分な情報で申しわけないんですけど。

○教育指導課長 ありがとうございました。

○清水委員 いじめの件数が、特に小学校では令和 4 年より令和 5 年で増えたわけですが、これは 1 つに早期発見によって今まで隠れたものがアンケート調査などで出てきたということですが、本当にそうなのか、あるいは実数自体が増えているのか、なかなか見きわめがつかないかなと思うんです。その辺、令和 4 年の対応と令和 5 年の対応がそんなに違ったのかどうかを教えていただきたい。

あとは、その見きわめがどういうふうに行われているのかというのを教えていただければと思います。

○教育指導課長 以前からいじめのアンケート等は同じようにやっているんですけども、回数等も令和 4 年から令和 5 年にかけて増えたということはございません。ただ、中身の捉え方が時代の流れと、国全体のいじめに対しての捉えが、本当に些細なものもいじめとして認知をしてそこから対応しようという流れになってございますので、年々教員のほうもそういった意識を高めながらいじめに対して向き合っているという数値のあらわれと捉えてございます。

○清水委員 どうもありがとうございました。

医療事故なども、報告は増えているんですけども、それは実数が増えているわけではなくて、報告をしっかりと行うという土壌になって、皆さんがそうしなければいけないとなってきたからです。それと同じような形で増えていると考えてよろしいと思いますので、よくわかりました。

○丹羽教育長 ほかに、いかがでしょうか。

それでは、よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

（４）中学校特別支援教室の拠点校の増設について

○丹羽教育長 続きまして、報告事項（４）「中学校特別支援教室の拠点校の増設について」です。説明をお願いします。

○教育指導課長 資料４号に基づきまして、中学校特別支援教室の拠点校の増設について、ご報告申し上げます。

まず、１「経緯」でございます。令和６年４月現在、文京区立の中学校には全校に特別支援教室を設置しており、文京区立文林中学校を拠点校としております。

これまでの文京区の特別支援教育振興委員会における検討では、教員の適正な配置を区内で行うことを考えれば、２校以上の拠点校についても検討が必要であると審議されました。

資料１をご覧ください。こちらは、特別支援教室の利用者数の推移の資料です。５年間全体として、中学校の特別支援教室の利用人数は増加傾向にあり、通常の学級で支援を必要とする生徒数も増えている状況でございます。

説明資料に戻りますと、このように支援を要する生徒が増えている中、拠点校が１つの状況においては、巡回校との連携や訪問の負担が多く、教員間の連携や通常の学級に在籍している生徒の支援・助言のために十分な時間をとることができず、特別支援教室の指導の評価も難しくなっております。

今後、通常の学級で支援を必要とする生徒がさらに増え、より通常の学級との連携の強化を図っていくことが重要であり、拠点校を３校にふやすことが必要と考えております。

拠点校の配置については、資料２をご覧ください。文京区全体の地域のバランスを考慮し、区の北東部に拠点校の文林中学校があることを鑑みて、区の東部の本郷台中学校、西部の音羽中学校に拠点校をつくることとしたものでございます。

説明資料に戻しまして、２「開設時期」でございますが、令和７年４月となります。

３「拠点校の規模」でございますが、文林中学校の担当生徒数３５名程度、本郷台中学校２０名程度、音羽中学校２０名程度を想定しております。

４「スケジュール」ですが、本日の教育委員会の報告及び合同校園長会の報告が今月、また２月ごろ対象生徒の保護者への通知送付を実施してまいります。

報告は以上でございます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 拠点校に巡回する教員がどのくらい配置されることになるんでしたでしょうか。その

制度そのものを教えていただけますか。

○教育指導課長 現在、文林中に5名いまして、そこにプラス2名になり、3拠点にその7名を分けて配置するような形になるところでございます。

○清水委員 文林からほかのところに行くに当たっての不便さとかはないんですか。家からは近くなるかと思えますけども。

○教育指導課長 現在、文京区全範囲から文林中にという形よりも、文林中から各学校に巡回教員が子どもたちのために回っている状況なんですね。それが、拠点校を三角形で考えたときに3つに分かれると、そこから近い学校に回れるようになるので、回数も増えますし、学校にも回りやすいというのがあって考えてございます。

○福田委員 そもそも支援教室の人数が年々増えている理由は何かあるんですか。

○教育指導課長 文京区に対する特別支援教室のニーズが高いというのと、現在、保護者の方も、通常級に今までは自然に入っていたんだけど、本当は特別な支援が必要だということで、入学相談のあたりから、保護者の方がお子さんに対してかなり真剣に考えてくださって、そういう相談をいただいて、私どものほうで適切に判断をするという仕組みが構築されているので、かなりそういった形で入室される子たちが増えてきてはございます。

ただ、文科省も言っていますが、通常の学級に在籍している中で特別な支援が必要なお子さんも、実際はここ5年ぐらいでかなり増えてはございます。

○丹羽教育長 ほかに、いかがでしょうか。

坪井委員、いかがですか。

○坪井委員 現在、小学校の拠点校が8校あるんですね。

○教育指導課長 8校でございます。

○坪井委員 その先生方が巡回をして、1人の子どもに週何時間ぐらいずつ対応しているんですか。

○教育指導課長 全員が一緒じゃないんですが、大体が2時間です。

○丹羽教育長 1週間に2時間？

○教育指導課長 はい。

○坪井委員 そのお子さんは、それ以外の時間、通常学級にいるわけですね。

○教育指導課長 そうです。

○坪井委員 1週間に2時間だけ学びの教室に行って巡回員と何かをする。

○教育指導課長 例えば、自立活動みたいなものとか、学習支援みたいなところで指導をしている

状況です。

○坪井委員 中学校のほうは今のところ少なくなっているんですか。1校しかないから。

○教育指導課長 いえ、中学校も、子どもによるんですが、やはり1時間か2時間です。

○坪井委員 その成果という大変なんですが、子どもさん自身の成長にそれが役に立っているという実績は出てきているんですか。

○教育指導課長 これだけ通っている子たちがいるんですが、1人1人個別の指導計画をつくったりしているので、それに基づいて、例えば自立活動が必要な場合にはその子の特性に応じて個別のことをやっているんで、成果が上がってきて、日数がたっていくと、学期ごととまではいかなんですが、1年間で退室できる子がいたり、そういった成果は上がってございます。

○丹羽教育長 ほかに、いかがでしょうか。

よろしいですか。

ありがとうございました。

では、報告事項（4）はこちらで終わりにいたします。

先ほど報告事項の冒頭で確認させていただきましたが、次の（5）の案件につきましては、個人情報もございますので、非公開ということで進めさせていただきます。

第4 その他の事項

その前に、4「その他の事項」ということで、毎回ご意見があるかどうか確認させていただいておりますので、その他ということで、何かございますでしょうか。

ないようであれば、次の案件に進めたいと思います。

それでは、非公開の報告事項をもちまして、本日の教育委員会は終了となりますので、傍聴の方は、これよりご退出をお願いいたします。

（傍聴人退出）

（以下、非公開）

令和 6 年 12 月 18 日

議事録署名人

教育長

委員